

長崎市教育委員会 様

長崎市個人情報保護・情報公開審査会
会 長 城 谷 公 威

長崎市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 20 年 7 月 23 日付長教学第 477 号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

「平成 17 年度長崎市立大浦中学校における総合的な学習の時間を利用して平和教育に関する調査についての文書」の非公開決定及び部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

「平成 17 年度長崎市立大浦中学校における総合的な学習の時間を利用して平和教育に関する調査についての文書」の公開請求に対して、長崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定及び部分公開決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公開請求

申立人は、平成 20 年 5 月 30 日、長崎市情報公開条例（平成 13 年 10 月 1 日条例第 28 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の内容の情報公開を請求した。

平成 17 年度長崎市立大浦中学校における平和教育に関する調査について

- ア 長崎県教育委員会から長崎市教育委員会への調査指示関連文書
- イ 長崎市教育委員会から長崎市立大浦中学校への調査指示関連文書
- ウ 長崎市立大浦中学校から入手した調査結果報告書

（2）請求に係る内容の特定

実施機関は、上記請求について次のように特定した。

平成 17 年度長崎市立大浦中学校における総合的な学習の時間を利用した平和教育に関する調査で、

- ① 長崎県教育委員会からの長崎市教育委員会への調査指示関連文書

- ② 長崎市教育委員会から長崎市立大浦中学校への調査指示関連文書
- ③ 新聞報道された総合的な学習の時間の問題点と校長の顛末書を含んだ調査結果報告書

(3) 情報公開の諾否の決定

実施機関は、平成20年6月11日付けで、条例第11条第2項の規定により申立人に対し、2(2)①及び②の文書について非公開の決定通知、及び2(2)③の文書について部分公開決定通知を行った。

(4) 不服申立て

申立人は、平成20年7月7日、上記(3)の決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定に基づき、実施機関に対し、請求文書の公開を求める異議申立てを行った。

3 審査会への諮問

実施機関は、平成20年7月23日、条例第18条第1項の規定により、長崎市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)会長に対し、関係書類を添えて諮問を行った。

関係書類：

- ①情報公開請求書の写し
- ②非公開決定通知書の写し
- ③部分公開決定通知書の写し
- ④不服申立書の写し
- ⑤非公開及び部分公開理由説明書
- ⑥不服申立てに係る経過説明書

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 2(2)①及び②の非公開決定について

請求のあった文書は、平成17年度長崎市立大浦中学校で実施された「総合的な学習の時間」を活用した「靖国」をテーマにした平和学習の取り組みが新聞紙に掲載されたが、その内容について長崎県教育委員会より長崎市教育委員会へ照会があり、さらに長崎市教育委員会より校長に対して照会を行ったもので、すべて口頭によりなされており、県教育委員会からの指示文書も取得していないし、また、市教育委員会から学校に対する指示文書も作成していない。

なお、このような急を要する事実確認または連絡調整事務等に係るものは口頭で行われることは慣例的であり、規則上特に問題はないと考えている。

(2) 2 (2) ③の部分公開決定について

ア 「関係職員名」の「その他」の情報について

当該事項には、平成17年当時の長崎市立大浦中学校の関係職員の氏名及び職名等が記載されているが、公務員の業務に係る内容であるため、条例第7条第2号ウの規定により公開としたものである。

しかしながら、「その他」の事項については、職務遂行とは無関係の情報であり、記載内容そのものは個人情報であると判断し、非公開としたものである。

イ 「関係職員への事情聴取の概要」及び「再度の聴取と指導」について

(ア) 当該文書には、事実確認のため長崎市立大浦中学校の校長が教頭同席のもと、関係職員に個別に事情聴取を行った際の職員名、質問、回答及び指導内容が記載されている。事情聴取の内容については、非公開の状況で行われており、それぞれの職員がどのような主張をしたのかは関係した各職員へは知らされていない。

(イ) このような非公開の状況で行われた事情聴取について公開することになると、その発言内容によっては、職員間の不和等が生じる場合も想定される。また、今後同様な調査、事情聴取を行う際に、職員の自由な主張を妨げる原因となる恐れが考えられる。

その結果、学校長が職員を掌握することが困難となり、ひいては人事権の行使に強く影響することになり、条例第7条第6号エに規定する「人事管理に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」と判断し非公開としたものである。

5 不服申立人の主張の要旨

不服申立人の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 2 (2) ①及び②の文書の非公開決定について

実施機関は上記文書を保有していないことを理由に非公開としているが、そもそも、このような調査指示が法令等に基づく適正、妥当なものであれば、発受の時間的記録及びその内容を記載した文書が作成されていないことはありえない。また、調査指示が口頭で行われたとすればこれ自体が問題である。

(2) 2 (2) ③の部分公開決定について

ア 「関係職員名」の「その他」の情報について

長崎市情報公開条例では、条例第7条第2号ウに規定する「当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については非公開の事項から除かれており、当該項目は、公務員の職務の遂行に関する情報であり、当然公開すべきものである。

イ「関係職員への事情聴取の概要」及び「再度の聴取と指導」について

(ア)「関係職員への事情聴取と指導は、長崎市立大浦中学校で行われた総合学習に関して行われたものである。

そもそも、公立学校の教育内容は、いつでも公開されるべきものである。総合学習に使用した教材、教育指導記録及びその他関連資料はすべて公開されるべきであり、それに対しての調査及び指導についても当然公開されるべきである。

当該事項は、当該中学校の総合学習、つまり教育内容に関するものであり、どのような教育が行われ、それに対してどのような指導が行われたのか、また、その事情聴取と指導がどのような法令に基づいて指示されたのか、を経過とともに公開されるべきである。

(イ) 実施機関が説明する「情報を公開した場合、職員間の不和を生む等のケースがある」については全く理解ができない。さらに、「職員の率直かつ自由な主張・発言を妨げる原因となる」については、公開されるべき総合学習を行った職員への事情聴取、指導に対する主張や発言は当然公開されるべきものであると思っている。

また、「校長が部下職員を掌握することが困難となり、そのために市教育委員会の服務監督権及び県教育委員会の人事権の適切かつ円滑な行使に影響をもたらす」についてはこじつけでしかない。

6 審査会の判断

(1) 2 (2) ①及び②の非公開決定について

実施機関の説明によれば、長崎県教育委員会から長崎市教育委員会へ、また、長崎市教育委員会から各学校に対しては、全てが文書により確認を行っているものではなく、急を要する事実確認または連絡調整事務等については、口頭で行われることが一般的であり、本件指示については、実際に電話でその指示が行われており、当該文書は作成されていないものである。

したがって、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理性はなく、首肯し得るものと認められる。

なお、本審議会は、非公開決定に対する審議を行うものであり、当該調査に係る照会について文書を作成すべきであるか否かについては判断しない。

(2) 2 (2) ③の部分公開決定について

ア 「関係職員名」の「その他」の情報について

(ア) 条例第7条第2号本文の規定では、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものを非公開情報としているが、同時に同号ウの規定により、当該個人が公務員であり、かつ当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、非公開情報から適用を除外し、同号本文に該当する場合であっても開示しなければならないと規定している。

(イ) 「関係職員名」は、「職名」、「教員名」、「性別」、「教科」、「受持ち学年」、「公務分掌」及び「その他」が記載されており、特定の個人を識別できる個人情報である。

さらに、「関係職員名」は、「総合的な学習の時間」という公務員の職務の遂行に関するものであり、このことは、申立人及び実施機関ともに認識は一致している。このため、実施機関においては「関係職員名」の中で職名、教員名、性別、教科、受持ち学年及び公務分掌については既に公開しているものである。

(ウ) 争点となっているのは、「その他」に記載されている内容が公務員の職務の遂行に当たるか否かであるが、その内容については当該職員の私事に関する情報であり、公務員の職務の遂行に関する事項に当たらないものと考えられる。

したがって、長崎市情報公開条例第7条第2号本文の規定する「個人に関する情報」であり、当該事項に係る非公開決定は妥当であると判断する。

イ 「関係職員への事情聴取の概要」及び「再度の聴取と指導」について

(ア) 条例第7条第6号では「実施機関が行う事務、事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならないと規定し、次に掲げる情報の中で同号エにより「人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

(イ) 当該文書は、長崎市教育委員会の確認指示を受けて、校長が教頭同席のもと、事実確認のため非公開の状況で、関係職員に個別に事情聴取を行った内容が記載されているものである。

この事情聴取は、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うもので、人事管理上の情報である。このような非公開の状況で、関係職員に個別に行われた事情聴取の内容を公開することとなると、公開されることを意識して調査内容についての詳細な申立てをすることを躊躇したり、当該関係職員が事情聴取に消極的な姿勢をとるなど、内容を客観的かつ正確に把握することができなくなるおそれがあると考えられ、当

該事項に係る非公開決定は妥当と判断する。

(3) 結論

以上により 1 審査会の結論のとおり判断する。

「別記」

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 処理経過

年 月 日	審査会	処 理 経 過
平成 20 年 7 月 7 日	—	実施機関から諮問書を受理
8 月 11 日	—	異議申立人から意見書を受理
8 月 19 日	第 1 回	実施機関からの説明、質疑応答、審議
9 月 29 日	第 2 回	異議申立人から意見等の聴取、実施機関からの追加説明及び審議
10 月 27 日	第 3 回	答申書審議

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 委員名簿

職	氏 名	摘 要
会 長	城谷 公威	弁護士
委 員	黒崎 伸子	女性団体代表
〃	大内 和直	大学教授
〃	徳永 幸子	大学教授
〃	馬場 宣房	新聞社役員